

政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令

内閣は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定目的会社制度（第二条・第二十五条）

第三章 特定目的信託制度（第二十六条・第五十五条）

第四章 雑則（第五十六条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において「特定資産」、「特定目的会社」、「特定社債」、「特定目的信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する特定資産、特定目的会社、特定社債、特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（法第三条第二項第三号等に規定する政令で定める使用人）

第二条 法第三条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十六条第五号（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
- イ 動産（有価証券を除く。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権

二 次に掲げる特定資産 二十五年

イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権

三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）

第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

八 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（

これらを利用する権利を含む。）又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

- ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 当該特定目的会社の役員又は使用人
- ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者
- 八 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者
- 五 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第十二条第一項に規定する指定調査機関であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が同法第二条第二項に規定する特定債権等又は当該特定債権等のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 理事のうち当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの
- ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 六 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるもの

の

（優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え）

第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券及単位未満優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

2 法第四十八条の二の規定において法第一百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について商法第三百七十七条第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の二」と、「前条第二項」とあるのは「同法第一百八条の八第二項ニ於テ準用スル第三百七十六条第二項又八同法第一百八条の九第三項」と読み替えるものとする。

（単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え）

第六条 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百三十条ノ三の規定を準用する場合には、当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句			読み替える字句
第二百三十条ノ三第一項	端株原簿 端株主 第二百三十条ノ八ノ二第一項	単位未満優先出資社員 資産の流動化に関する法律第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二百三十条ノ八ノ二第一項		
第二百三十条ノ三第三項	端株ノ一株	単位未満優先出資ノ優先出資一口		
第二百三十条ノ三第四項	端株原簿 額面無額面ノ別、種類、一株	単位未満優先出資原簿 種類、優先出資一口		
第二百三十条ノ三第五項 において準用する第二百 五条第一項	株式	単位未満優先出資		

2 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八の規定を準用する場合におけるこれらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ七第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
第二百三十条ノ七第三項	端株券	単位未満優先出資証券
第二百三十条ノ八第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
	端株ト	単位未満優先出資ト
	一株	優先出資一口
	端株ヲ	単位未満優先出資ヲ
	端株券	単位未満優先出資証券
	株主ト	優先出資社員ト
第二百三十条ノ八第二項	端株券	単位未満優先出資証券

	一株	優先出資一口
第二百三十条ノ八第三項	株主	優先出資社員
第二百三十条ノ八第三項 において準用する第二百 四十一条ノ六第一項	第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二 項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一 項
	ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セ ラレタル株式ニ付テハ	二同法第四十八条の五ニ於テ準用スル第二 百三十条ノ八第一項及第二項ノ規定ニ依リ 優先出資社員トナリタル
第二百三十条ノ八第三項 において準用する第二百 四十一条ノ六第二項	總會 第二百二十四条ノ三第一項	社員總會 資産の流動化に関する法律第四十四条第二 項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一 項

	<p>ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セ ラレタル株式ニ付テハ</p>	<p>二同法第四十八条の五ニ於テ準用スル第二 百三十条ノ八第一項及第二項ノ規定ニ依リ 優先出資社員トナリタル</p>
--	-------------------------------------	--

3

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資について商法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十
条ノ九前段の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ八ノ二第 一項	端株券	単位未満優先出資証券
第二百三十条ノ八ノ二第 二項	端株主	単位未満優先出資社員
第二百三十条ノ八ノ二第 三項	株式二 株式一 株式一 株	優先出資二 優先出資一 口
	一株二	優先出資一口二

第二百三十条ノ八ノ二第 四項	株式	優先出資
	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数
	一株	優先出資一口
	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数
	第二百三十条ノ九前段	株式ヲ
	株主ノ	優先出資社員ノ
	株主總會	社員總會
	株式ノ数	優先出資ノ口数

(優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第七条 法第四十九条の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

<p>第二百十五條第一項</p>	<p>株券及端株券 株主及株主名簿</p>	<p>優先出資証券及單位未滿優先出資証券 優先出資社員及優先出資社員名簿</p>
<p>第二百十五條第三項及び 第四項</p>	<p>株券</p>	<p>優先出資証券</p>
<p>第二百十六條第一項</p>	<p>旧株券又八旧端株券 新株券又八新端株券</p>	<p>旧優先出資証券又八旧單位未滿優先出資証券 新優先出資証券又八新單位未滿優先出資証券</p>
<p>第二百十七條第一項</p>	<p>一株 株主 端株原簿 端株ノ</p>	<p>優先出資一口 優先出資社員 單位未滿優先出資原簿 單位未滿優先出資ノ</p>
<p>第二百十七條第三項</p>	<p>株券又八端株券</p>	<p>優先出資証券又八單位未滿優先出資証券</p>

第二百十七条第四項			
端株主	端株二	端株ノ	端株券
単位未満優先出資社員	単位未満優先出資二	単位未満優先出資ノ	単位未満優先出資証券

2 法第四十九条の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十七第一項	新株八	新優先出資八
第二百八十条ノ十七第二項	株券及端株券	優先出資証券及単位未満優先出資証券

(資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴えについて準用する商法の規定の読替え)

第八条 法第六十一条の二第二項の規定において同条第一項の訴えについて商法第二百四十七条第二項にお

いて準用する同法第九十九条の規定を準用する場合には、同条第一項中「合併ヲ無効トスル」とあるのは、「決議ヲ取消ス」と読み替えるものとする。

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額)

第九条 法第八十五条第二項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

第十条 法第一百十条第二項第十四号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 第四条各号に掲げる者
- 二 特定社債に係る法第九十九条に規定する特定社債管理会社
- 三 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社(特定社債に物上担保が付される場合に限る。)

(特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する法の規定の読替え)

第十一条 法第一百十条第六項の規定において特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について法第三

十八条第三項及び第三十九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第三項	優先出資申込証	特定社債申込証
第三十九条第三項	前項 優先出資申込証	特定社債 特定社債申込証

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四

章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保附社債信託法（以下この表において「担保法」という。）第二条第二項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条	資産の流動化に関する法律第百九条
担保法第四条第一項	左二掲グルモノ	左二掲グルモノ（第十四号二掲グルモノヲ除ク）
担保法第十九条	左ノ事項	左ノ事項（第十号二掲グル事項ヲ除ク）
担保法第二十二條第一項	商法第三百一条第二項及第三項、第三百四十一条ノ三並ニ	資産の流動化に関する法律第百十條第二項、同法第百十三條の三ニ於テ準用スル商法

<p>担信法第二十二條第二項</p>	<p>第三百四十一條ノ十二</p>	<p>第三百四十一條ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三條の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>
<p>担信法第三十四條</p>	<p>商法第三百一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号、第三百四十一條ノ三並ニ第三百四十一條ノ十二</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十條第二項第五号乃至第八号、第十号乃至第十二号及第十五号、同法第百十三條の三ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三條の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>
<p>新株引受権附社債</p>	<p>轉換社債</p>	<p>轉換特定社債</p>
<p>新優先出資引受権附特定社債</p>		

<p>担信法第三十五条</p>	<p>商法第三百六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百六条第二項、資産の流動化に関する法律第百十三条の三ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>
<p>担信法第四十条第一項</p>	<p>商法第三百七条、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百七条、資産</p>
	<p>商法第三百四十一条ノ四 第三百四十一条ノ十五</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条ノ三 ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ四 資産の流動化に関する法律第百十三条ノ五 ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十五</p>

	担信法第五十八条	担信法第五十九条第二項
ノ十二	及商法	<p>商法第三百二十条第三項及第六項（同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>
<p>の流動化に関する法律第百十三條の三ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する法律第百十三條の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>	<p>、資産の流動化に関する法律及同法ニ於テ準用スル商法</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第六項（資産の流動化に関する法律第百十三條第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>

担信法第六十条	商法第二百二十四条	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第二百二十四条
担信法第六十一条第三項	商法第二百三十九条第二項及第四項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第二百三十九条第二項及第四項
担信法第六十二条	商法第二百三十条第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第二百三十条第一項
担信法第六十五条	商法第二百三十条第一項本文	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 二於テ準用スル商法第二百三十条第一項 本文
担信法第八十二条第二項	商法第二百九条第二項	資産の流動化に関する法律第百十一条第二項
担信法第八十三条第一項	付与セラレタル執行力アル正	担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコ

	<p>本ニ基キ担保物ニ付強制執行 ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ 競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担 保権ノ実行ノ申立ヲ為スコト ヲ得</p>	<p>トヲ得</p>
<p>担信法第八十九条第二項</p>	<p>商法第三百九条ノ四</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十一条第七 項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四</p>
<p>担信法第九十一条第一項 及び第九十二条第一項</p>	<p>商法第三百三十六条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一 項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一 項</p>
<p>担信法第九十一条第三項 及び第九十二条第三項</p>	<p>商法第三百三十六条第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一 項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第二 項</p>

社債等登録法施行令第三十六條第一項	新株ノ引受権 新株引受権附社債	新優先出資ノ引受権 新優先出資引受権附特定社債
社債等登録法施行令第六十二條	商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項及第三百二十一條第二項	資産の流動化に関する法律第一百三條第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項及第三百二十一條第二項

（特に有利な転換の条件を付した転換特定社債の発行に係る社員総会の決議について準用する商法の規定の読替え）

第十三条 法第百十三條の二第三項の規定において同条第二項の決議について商法第三百四十一條ノ二第四項の規定を準用する場合には、同項中「転換社債」とあるのは、「転換特定社債」と読み替えるものとする。

（転換特定社債について準用する商法の規定の読替え）

第十四条 法第百十三條の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法

の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十一条ノ二ノ二 第一項	株式	優先出資
第三百四十一条ノ三（第五号を除く。）	社債申込証 社債原簿 株式	特定社債申込証 特定社債原簿 優先出資
第三百四十一条ノ四第一項	第三百三条	資産の流動化に関する法律第百十三條ニ於テ準用スル第三百三条
第三百四十一条ノ四第三項において準用する第六十七条	第六十四条第一項	資産の流動化に関する法律第百十三條の三ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ四第二項
第三百四十一条ノ六第一	第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二

項		項二於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項
第三百四十一条ノ六第二項	株主 総会	優先出資社員 社員総会
第三百四十一条ノ七第二項	株式 株主	優先出資 轉換特定社債権者
百八条 項において準用する第二	又八株式	又八優先出資

第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百二十二条ノ三	株式ヲ 株式ノ発行価額ト	優先出資ヲ 優先出資ノ発行価額ト
-------------------------------	-----------------	---------------------

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第三百四十一条ノ九第一項	読み替えられる字句 新株ノ	読み替える字句 新優先出資ノ
第三百四十一条ノ十二(第三号を除く。)	社債申込証 社債原簿	特定社債申込証 特定社債原簿
次条第一項		資産の流動化に関する法律第百十三条の五

		<p>二於テ準用スル第三百四十一条ノ十三第一項</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第一項</p>	<p>新株ノ 株式</p>	<p>新優先出資ノ 優先出資</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第二項において準用する第三百四十一条ノ四第一項</p>	<p>第三百三条</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル第三百三条</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第二項において準用する第三百四十一条ノ四第三項</p>	<p>第六十四条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ十五第一項</p>

において準用する第六十七條

2 法第百十三條の五の規定において新優先出資引受權の行使について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十一條ノ六第一項	第二百二十四條ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四條第二項ニ於テ準用スル第二百二十四條ノ三第一項
	株式	優先出資
	株主	優先出資社員
第三百四十一條ノ六第二項	總會	社員總會
株主	優先出資社員	

<p>第三百四十一条ノ十七</p>		<p>第三百四十一条ノ十六第 三項において準用する第 百七十五条第一項</p>	<p>二項</p>	<p>一 項</p>	<p>第三百四十一条ノ十六第</p>		
<p>株主</p>	<p>株式ノ数</p>	<p>株式申込証</p>	<p>新株引受権証券</p>	<p>新株引受権証券</p>	<p>新株ノ発行価額</p>	<p>株式</p>	<p>第二百二十四条ノ三第一項</p>
<p>優先出資社員</p>	<p>優先出資ノ口数</p>	<p>項ノ請求書</p> <p>資産の流動化に関する法律第百十三条の五 ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ十六第一</p>	<p>新優先出資引受権証券</p>	<p>新優先出資引受権証券</p>	<p>新優先出資ノ発行価額</p>	<p>優先出資</p>	<p>第一項</p> <p>資産の流動化に関する法律第四十四条第二 項ニ於テ準用スル商法第二百二十四条ノ三</p>

3 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権証券について商法第三百四十一条ノ十四の規定を準用する場合には、同条第一項中「新株ノ」とあるのは、「新優先出資ノ」と読み替えるものとする。
 （反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え）

第十六条 法第百十八条の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五条ノ三の規定を準用する場合には、同条第四項中「第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百十八条の四第三項」と読み替えるものとする。

（特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え）

第十七条 法第百十八条の五第六項の規定において同条第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	優先出資社員	特定社債権者
	社員総会	特定社債権者集会

(優先資本の減少を行う社員総会の決議について準用する法及び商法の規定の読替え)

第十八条 法第百十八条の八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について法第三十八条の二第三項及び第四項の規定を準用する場合には、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第百十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

2 法第百十八条の八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について商法第三百七十六条の規定を準用する場合には、同条第三項中「社債権者ガ」とあるのは「特定社債権者ガ」と、「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、「社債権者ノ」とあるのは「特定社債権者ノ」と読み替えるものとする。

(優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第十九条 法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法第三百七十七条の規定を準用する場合には、当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 五条第三項	株式ノ数	優先出資ノ口数
四條第二項	株券	優先出資証券
第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 五条第一項	株券及端株券 前条第二項	優先出資証券及單位未滿優先出資証券 資産の流動化に関する法律第百十八条の十 ニ於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於 テ準用スル第二百十四条第二項
第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 五条第三項	株主及株主名簿 前条第二項	優先出資社員及優先出資社員名簿 資産の流動化に関する法律第百十八条の十 ニ於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於 テ準用スル第二百十四条第二項
株式ノ数	優先出資ノ口数	優先出資ノ口数

<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第二項</p>	<p>株式</p>	<p>優先出資</p>
<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第三項</p>	<p>株券又八端株券</p>	<p>優先出資証券又八単位未満優先出資証券</p>
<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第四項</p>	<p>端株券</p>	<p>単位未満優先出資証券</p>
	<p>第二百十五条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十八条の十 ニ於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於 テ準用スル第二百十五条第一項</p>
	<p>端株ノ</p>	<p>単位未満優先出資ノ</p>
	<p>株式</p>	<p>優先出資</p>
	<p>端株二</p>	<p>単位未満優先出資二</p>

条

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

第二十条 法第三百三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合には、
おける同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三	総会	社員総会
	株主	社員
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第四項	前項二掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四	前項二掲グル書類

							十一條ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類)
第二百四十四條第四項に おいて準用する第二百六 十三條第二項	株主	社員					
第二百四十七條第一項	總會	社員總會					
第二百四十七條第二項に おいて準用する第九條 第一項	合併ヲ無効トスル	決議ヲ取消ス					
第二百四十九條第一項	株主	社員					
第二百五十四條ノ三	總會	社員總會					
第二百七十五條	株主總會	社員總會					
第二百七十五條ノ四	第二百六十七條第一項	資産の流動化に関する法律第七十五條第一					

	項
--	---

(特定目的会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え)

第二十一条 法第三百三十一条第二項の規定において特定目的会社の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第四百三十二条	読み替えられる字句 前条第一項	読み替える字句 資産の流動化に関する法律第三百三十一条第一項	
第四百三十三条において準用する第三百八十三条第一項	破産手続及企業担保権ノ実行 手続	破産手続	
第四百三十三条において準用する第三百八十三条	、仮処分若八企業担保権ノ実行	若八仮処分	

第二項前段	、仮処分及企業担保権ノ実行	及仮処分
第四百三十三條において 準用する第三百八十三條 第二項後段	手続	及仮処分
第四百四十二條第二項に おいて準用する第二百三 十二條第一項	各株主	資産の流動化に関する法律第三百三十一條第 二項ニ於テ準用スル第四百三十九條第四項 ノ各債権者
第四百五十六條第一項に おいて準用する第三百九 十九條	第三百八十一條第一項	資産の流動化に関する法律第三百三十一條第 一項

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

第二十二條 法第四百十條の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四
号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る

技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句
第二百二十六条第一項	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十条ノ二第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百十七條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條七條第二項、第二百四十六條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、</p>	<p>資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第十七条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八條ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項及ビ第一百十條第六項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第</p>

<p>第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及び第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第一百五十三条第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第四項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条ノ八第一項及び第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書</p>	<p>六項（同条第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十八条の五ニ於テ準用スル商法第二百三十条ノ八ノ二ニ於テ準用スル同法第二百四条ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百七条第二項ノ規定、資産流動化法第一百八条第二項ノ規定、資産流動化法第五十四条第四項（資産流動化法第二百三十条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七条第二項ノ規定、資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条</p>
---	--

、第十二条ノ二第一項、第二十八
十八条ノ二第一項、第四十四
条ノ三第一項、第四十五条及
ビ第五十二条ノ三第一項並ニ
株券等の保管及び振替に關す
る法律（昭和五十九年法律第
三十号）第三十二条第七項

ノ三第三項ノ規定、資産流動化法第六十一
条第二項ノ規定、資産流動化法第七十八条
及ビ第八十四条第一項ニ於テ準用スル商法
第二百五十八条第二項ノ規定、資産流動化
法第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会
社法（昭和十三年法律第七十四号）第五十
二条ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百
八十条ノ八第三項ノ規定、資産流動化法第
四十九条ニ於テ準用スル商法第二百八十条
ノ十八第二項及ビ資産流動化法第一百六条
第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六
条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条
ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十

<p>会社（親会社）（商法第二百十 一条ノ二第一項）（有限会社法 第二十四条第一項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム以下本項ニ於 テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会</p>	
<p>会社</p>	<p>二条第一項ノ規定、資産流動化法第五十五 条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商 法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ 規定、資産流動化法第百五条第一項並ニ同 条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七 条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流 動化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有 限会社法第五十二条ノ三第一項ノ規定</p>

<p>第二百二十九条ノ三</p>	<p>第二百二十九条ノ二</p>	<p>第二百二十九条第一項</p>	
<p>商法第七十三條第一項、第</p>	<p>商法第二百九十四條第一項</p>	<p>商法第七十三條第四項又ハ第二百八十条ノ八第三項</p>	<p>社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）</p>
<p>資産流動化法第二十二條第一項、第五十五</p>	<p>資産流動化法第五條第一項</p>	<p>資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項又ハ資産流動化法第一百六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ八第三項</p>	

	<p>百八十一条第一項、第二百三十七條ノ二第一項、第二百四十六條第二項、第二百八十条ノ八第一項又八第二百九十四条第一項</p>	<p>条第一項、第六十一条第二項若八第一百五条第一項又八資産流動化法第一百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項</p>
<p>第三百三十条</p>	<p>商法第二百三十七條ノ二又八第二百九十四条</p>	<p>資産流動化法第五十五条又八第一百五条</p>
<p>第三百三十一条第一項</p>	<p>株主總會 商法第五百五十三条第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第二百三十七條第二項</p>	<p>社員總會 資産流動化法第五十四条第四項（資産流動化法第三百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第二項</p>

	<p>總會</p> <p>取締役</p>	<p>社員總會</p> <p>取締役又ハ清算人</p>
<p>第三百三十二條ノ二第一項</p>	<p>商法第七十八條（同法第二百八十八條ノ十四第一項及ビ第三百四十一條ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第三十九條第四項及ビ第一百零六條第六項ニ於テ準用スル商法第七十八條</p>
<p>第三百三十二條ノ三</p>	<p>商法第二百十七條第二項（同法第四項、同法第二百二十條、第三百六十二條第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十七條第一項及ビ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百十七條第二項ノ規定及ビ資産流動化法第一百八十八條第二項</p>

<p>第三百二十二条ノ四第一項</p>	<p>商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及ビ第二百八十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第七十八条及ビ第八十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項</p>
<p>第三百二十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書及ビ資産流動化法第三百十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百七十一条ニ於テ準用スル同法第七十条ノ二第一項但書</p>
<p>第三百二十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>職務代行者</p>
<p>第三百二十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第三百四十九条第二</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

	<p>項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> <p>同法第二百四十五条ノ三第三項</p>	<p>同項</p>
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>株主</p> <p>商法第二百四条ノ四第一項又ハ其準用規定</p>	<p>優先出資社員</p> <p>資産流動化法第二十九条第六項（同条第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ四第一項</p>
<p>第三百二十二条ノ七第一項</p>		

<p>第三百三十三條ノ三第一項 第三百三十四條第一項、第 百三十四條ノ三、第三百三 十四條ノ四、第三百三十五</p>	<p>第三百三十三條ノ三第一項</p>			
<p>商法</p>	<p>總株主</p>	<p>新株発行</p>	<p>商法第二百八十八條ノ十八第二 項</p>	<p>株主又ハ株式ヲ取得シタル者 及ビ取締役会ガ譲渡ノ相手方 又ハ其株式</p>
<p>ル商法</p>	<p>總社員</p>	<p>優先出資ノ発行又ハ特定資本ノ増加</p>	<p>資産流動化法第四十九條ニ於テ準用スル商 法第二百八十八條ノ十八第二項及ビ資産流動 化法第一百六條第三項ニ於テ準用スル有限 会社法第五十六條第三項ニ於テ準用スル商 法第二百八十八條ノ十八第二項</p>	<p>特定社員又ハ特定持分ヲ取得シタル者及ビ 社員總會ガ譲渡ノ相手方又ハ其特定持分</p>

	<p>条ノ二第一項、第三百二十五条ノ四第一項及び第三百三十五条ノ五</p>	
	<p>第三百三十五条ノ十五</p>	
社債	<p>商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三百四條第一項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百九条第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九條、第三百二十五條、第三百二十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及ビ其準用規定</p>	
特定社債	<p>資産流動化法第一百一条第七項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條並ニ第三百十四條第一項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第一百九条第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九條、第三百二十五條、第三百二十六條第一項ノ規定並ニ資産流動化法第一百八条第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六條第三項ノ規定</p>	

<p>第三百二十五条ノ十六第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十五条ノ十七第一項</p>	<p>商法 社債権者集会</p>	<p>資産流動化法第百十二条第一項ニ於テ準用スル商法 特定社債権者集会</p>
<p>第三百二十五条ノ十八</p>	<p>商法第百九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法</p>	<p>資産流動化法第百十二条第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十五条ノ十八において準用する第三百三十一条第一項</p>	<p>取締役</p>	<p>特定社債ヲ発行シタル特定目的会社又ハ特定社債管理会社</p>
<p>第三百二十五条ノ十九第一</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第百十二条第一項ニ於テ準用</p>

項		入ル商法
第三百二十五条ノ二十第一項	商法	資産流動化法第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法
第三百二十五条ノ二十一	社債管理会社 商法第三百七十六条第三項（同法第四百十六条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	特定社債管理会社 資産流動化法第百十八条第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六条第三項
第三百二十七条ノ二	株式会社及ビ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社	特定目的会社
第三百二十七条ノ二において準用する第三百二十二条ノ四第一項	商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及ビ第二百八十条ニ於テ準用ス	資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項

	<p>取締役</p> <p>（ル場合ヲ含ム）</p>	<p>清算人</p>
<p>第三百三十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七十七条及び第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> <p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百七十一条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書</p> <p>職務代行者</p>
<p>第三百三十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>職務代行者</p>
<p>第三百三十八条ノ四</p>	<p>商法第二百二十五条第四項又ハ其準用規定</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百二十五条第四項</p>
<p>第三百三十八条ノ六</p>	<p>商法第四百二十三条第二項又</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用</p>

	<p>八其準用規定</p>	<p>スル商法第四百二十三条第二項（資産流動 化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商 法第四百三十八条第二項ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム）</p>
<p>第三百三十八条ノ六におい て準用する第三百三十二条 ノ二第一項</p>	<p>総発起人又ハ総取締役</p>	<p>総清算人</p>
<p>第三百三十八条ノ七第一項</p>	<p>商法第四百二十九条又ハ其準 用規定</p>	<p>資産流動化法第三百三十条第一項ニ於テ準用 スル商法第四百二十九条</p>
<p>第三百三十八条ノ八第二項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ八第二項 において準用する第三百三</p>	<p>取締役</p>	<p>清算人</p>

<p>十一條第一項</p>		
<p>第三百二十八條ノ九</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十八條ノ十第一項</p>	<p>商法 及ビ同法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法 並ニ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十八條ノ十一</p>	<p>(同法第四百五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>及ビ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十一條ニ於テ準用スル同法第四百五十一條第二項</p>
<p>第三百二十八條ノ十一</p>	<p>商法第四百五十條第二項(同法第四百五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十條第二項及ビ資産流動化法第三百三十一條第二項ニ於テ準用スル</p>

		<p>商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>
<p>第三百三十八条ノ十二</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十二にお いて準用する第三百三十二 条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>清算人</p>
<p>第三百三十八条ノ十三</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十四にお いて準用する第三百三十五 条ノ六十二</p>	<p>商法第四百三条ニ於テ準用ス ル破産法第六十六条</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百四十四条第四項ニ於テ準用スル同法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第六十六条及ビ資産流動化法第</p>

		<p>百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十六条第二項ニ於テ準用スル破産法第四百六十六条</p>
<p>第三百三十八条ノ十五</p>	<p>及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ六十</p>	<p>、第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ五十七、第三百三十五条ノ五十八第一項及ビ第二項本文、第三百三十五条ノ五十九並ニ第三百三十五条ノ六十</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ三十六及び第三百三十五条ノ三十七第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百三十三条ニ於テ準用スル同法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四百五十四条第二項ニ於テ準</p>

<p>条ノ三十八第二項</p>		<p>用スル同法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ四十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 二号</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第二号</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ四十一第一項</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 三号</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十二条第一項</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ四十八</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 六号</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第三号</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ四十九</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 七号</p>	<p>資産流動化法第三百三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第四号</p>

<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 八号</p>	<p>資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十四条第一項第五号</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十八第一項</p>	<p>第三百三十五条ノ三十八</p>	<p>資産流動化法第四十条ニ於テ準用スル第 百三十八条ノ十五ニ於テ準用スル第三百三十 五条ノ三十八第二項</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ五十九</p>	<p>商法第四百二条</p>	<p>資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十五条</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ六十</p>	<p>第三百三十五条ノ五十八第二項 商法第四百二条</p>	<p>第三百三十五条ノ五十八第二項本文 資産流動化法第三十一条第二項ニ於テ準 用スル商法第四百五十五条</p>
<p>第三百三十九条第四号</p>	<p>、代表取締役若クハ清算人又</p>	<p>又八</p>

	八有限会社ノ取締役、監査役 若クハ	
第二百二十九条第六号	創立總會若クハ株主總會又ハ 有限会社ノ社員總會	社員總會
第二百二十九条第七号	新株発行又ハ資本減少	優先出資ノ発行

(法第四百二十二条の三に規定する政令で定める者)

第二十三条 法第四百二十二条の三に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定めるものとする。

(著作権の信託に係る契約に付すべき条件)

第二十四条 法第四百二十四条第二項第二号に規定する政令で定める特定資産は、信託会社等(法第三十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。)が著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号。次項において「仲介業務法」という。)第二条の規定による文化庁長官の許可を受けていない場合における昭和十四年法律第六十七号第一条第三項の規定により著作物の範囲を定める件(昭和十四年

勅令第八百三十五号) 各号に掲げる著作物の著作権とする。

2 法第四百四十四条第二項第二号に規定する政令で定める条件は、前項の著作権の管理に係る業務を行わせるため、これを仲介業務法第二条の規定による文化庁長官の許可を受けた者に信託しなければならないこととする。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)
 第二十五条 法第五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第五百五十六条第一項	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱い	
第五百五十七条	若しくは事務所	、事務所その他の施設	
	この法律	この法律若しくは第五十条の四において準用する証券取引法	

第百五十八条

<p>業務開始届出を行った特定目的会社</p>	<p>第百五十条の三第二項の規定による届出を行った特定譲渡人</p>
<p>業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付書類又は第七条第二項の</p>	<p>第百五十条の三の規定による届出に係る</p>
<p>この法律</p>	<p>この法律若しくは第百五十条の四において準用する証券取引法</p>

2 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法

(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十一条	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く。）	第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者	投資者
証券業 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション	資産対応証券の募集等の取扱いの業務 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	

<p>ヨ ン 取 引</p>	<p>有価証券の価格又はオプションの対価</p>	<p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p>
<p>資産対応証券の価格</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p>
<p>売買の別（有価証券指数等先</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p>	

<p>物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）</p>	
<p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
<p>この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項</p>	<p>この号及び次条第一項第一号</p>
<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>

	<p>第四十二条の二第一項</p>
<p>又はこれに係る第二条第八項 第二号若しくは第三号に掲げ る行為をいう。以下同じ。） 、有価証券オプション取引等 （有価証券オプション取引又 はこれに係る同項第二号若し くは第三号に掲げる行為をい う。以下同じ。）若しくは有 価証券店頭デリバティブ取引 等</p>	<p>有価証券の売買その他の取引 （買戻価格があらかじめ定め られている買戻条件付売買そ</p>
	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>

<p>の他の政令で定める取引を除く。) 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 (以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 (以下この条において「有価</p>
	<p>資産対応証券</p>

<p>第四十二条の二第二項</p>		<p>証券等」という。）</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>この条及び第六十五条の二第六項</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等に</p>	<p>有価証券等に</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等</p>	<p>第四十二条の二第三項をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。</p>
			<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>	<p>この条</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引に</p>	<p>資産対応証券に</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>	<p>をいう。</p>

<p>第四十三条</p>	<p>業務</p> <p>有価証券の買付け若しくは売却若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いの業務</p> <p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
<p>第四十五条</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親会社（特定譲渡人たる法人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が発行済株式の総数の過半数に当たる株</p>

	<p>有価証券の売買その他の取引 又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> <p>第二条第八項各号に掲げる行為</p> <p>証券業</p>	<p>式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し、又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。）</p> <p>資産対応証券の募集等に係る取引</p> <p>資産対応証券の募集等の取扱い</p> <p>資産対応証券の募集等の取扱いの業務</p>
--	--	---

第三章 特定目的信託制度

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第百六十三条第一項の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から

特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第百五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百五十一条第一項	読み替えられる字句 取得	読み替える字句 原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第百五十一条第二項及び 第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得

2 法第百六十三条第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第百五十一条（第四項を除く。）の規定を準用する場合には、同条（第四項を除く。）中「取得」とあるのは、「特定目的信託の信託財産として取得」と読み替えるものとする。（特定目的信託契約の期間）

第二十七条 第三条の規定は、法第百六十五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定める期間について準用する。

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

第二十八条 法第六十六条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社	受託信託会社等
第九条第三項	変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合 変更後の資産流動化計画	第六十六条第二項において準用する第九条第二項の届出書 変更後の資産信託流動化計画
	資産流動化計画の変更が	資産信託流動化計画の変更が

(著作権を特定資産とする特定目的信託契約に付すべき条件)

第二十九条 第二十四条第一項の規定は法第六十九条第二号に規定する政令で定める特定資産について、第二十四条第二項の規定は同号に規定する政令で定める条件について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条第一項中「信託会社等(法第三十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。)」と

あるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第三十条 法第百六十九条第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

二 前号の配当は、六月ごと又は一年ごとに行うこと。

三 第一号の配当額は、一の社債的受益権ごとに均一とすること。

四 当該社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。

五 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。

六 第一号の配当又は第四号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。

(受益証券について準用する商法の規定の読替え)

第三十一条 法第七十四条第三項の規定において受益証券について商法第二百六条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十四条第一項		読み替えられる字句
	会社	株主名簿	
読み替える字句	受託信託会社等		読み替える字句
	会社	権利者名簿	
第二百二十四条ノ二第二項	会社	受託信託会社等	受託信託会社等
第二百二十四条ノ二第二	会社	受託信託会社等	受託信託会社等

項	本店	本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八主タル事務所）
第二百二十四条ノ三第一	会社	受託信託会社等
項	株主名簿	権利者名簿
第二百二十四条ノ三第四	会社	受託信託会社等
項		

（特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え）

第三十二条 法第七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三条第二項	株主	受益証券ノ権利者

第二百二十六条ノ二第二項		第二百二十六条ノ二第一項		第二百九条第一項		第二百七条		第二百八条		第二百三条第三項	
株主名簿	株券	会社	株券ノ	株主	株券	株主名簿	会社	株主	株券	会社	株主
権利者名簿	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ	受益証券ノ権利者	受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ権利者

第二百二十六条ノ二第三項	株主二	受益証券ノ権利者二
	会社	受託信託会社等
第二百二十六条ノ二第四項及び第五項	株券	受益証券
	株主	受益証券ノ権利者
会社	受託信託会社等	

(権利者集会の招集について準用する商法の規定の読替え)

第三十四条 法第八十一条第四項の規定において権利者集会の招集について商法第三百二十条第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十条第三項	社債権者八	受益証券ノ権利者八
第三百二十条第四項にお	株主	受益証券ノ権利者

いて準用する第二百二十

七条第二項

(権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え)

第三十五条 法第百八十二条第三項の規定において権利者集会の決議の方法について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	特定目的会社 優先出資社員	受託信託会社等 受益証券の権利者
第六十条第二項	社員総会	権利者集会
第六十条第三項	特定目的会社 優先出資社員	受託信託会社等 受益証券の権利者

(書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第百八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）
 （第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する商法の規定を含む）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法特例法の	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十一条の三第二項	株主総会	権利者集会
					株主が	受益証券の権利者が
					株主総会	権利者集会
				第二十一条の三第三項	株主	受益証券の権利者
					取締役	受託信託会社等
				第二十一条の三第六項に おいて準用する商法第二 百三十九条第五項	本店 総会	本店（受託信託会社等が金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律施行令第二条第二

<p>第二十一条の三第六項に おいて準用する商法第二 百三十九条第六項</p>	<p>株主</p>	<p>号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ 八主タル事務所） 受益証券ノ権利者</p>
---	-----------	--

（権利者集会の決議により定められた者について準用する商法の規定の読替え）

第三十七条 法第百八十五条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者につ
いて商法第三百九条ノ五の規定を準用する場合には、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券
ノ権利者」と読み替えるものとする。

（権利者集会について準用する商法の規定の読替え）

第三十八条 法第百八十八条の規定において権利者集会について商法の規定を準用する場合における同法の
規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
-------------------	------------------	----------------

<p>第二百三十二条</p>	<p>本店</p>		<p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所）</p>	
<p>第二百三十七条ノ三、第二百三十九条第二項及び第二百三十九条ノ二第一項</p>	<p>株主</p>		<p>受益証券ノ権利者</p>	
<p>第二百三十九条ノ二第二項</p>	<p>株主</p>	<p>受益証券ノ権利者</p>	<p>株式</p>	<p>受益権</p>
<p>第二百二十六条</p>	<p>社債募集</p>	<p>受益証券募集</p>	<p>社債権者ノ</p>	<p>受益証券ノ権利者ノ</p>
<p>第二百二十七条第二項</p>	<p>総社債権者</p>		<p>総受益証券ノ権利者</p>	

<p>第三百三十九条第三項</p>	<p>本店</p>	<p>本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲ぐる金融機関ナルトキ八主タル事務所）</p>
-------------------	-----------	--

（書面による決議について準用する法の規定の読替え）

第三十九条 法第百八十九条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六十三条第二項</p>	<p>特定社員</p>	<p>受益証券の権利者</p>
<p>第六十三条第四項</p>	<p>取締役</p>	<p>受託信託会社等</p>
	<p>本店</p>	<p>本店（当該受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関</p>

		である場合は、主たる事務所)
第六十二条第五項	特定社員及び優先出資社員	受益証券の権利者
	特定目的会社	受託信託会社等

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第四十条 法第九十二条の規定において種類権利者集会について法第八十八条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条	、第三百三十三条(代表者・執行者の解任)並びに	並びに
	同法第三百三十三条中「代表者若八執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行	同法

	者」と、同法	資産の流動化に関する法律第百八十八条において準用する商法第二百四十三条
<p>条</p> <p>第百八十八条において準用する商法第二百四十三条</p> <p>条第二項</p>	<p>総受益証券ノ権利者</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百八十一条第二項</p> <p>於テ準用スル同法第百八十一条第二項</p>
<p>第百八十八条において準用する商法第二百二十七条第二項</p>	<p>当該種類ノ受益権ヲ表示スル受益証券ノ権利者全員</p>	<p>於テ準用スル同法第百八十一条第二項</p>

(代表権利者について準用する商法の規定の読替え)

第四十一条 法第百九十八条の規定において代表権利者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第三百九条ノ四</p>	<p>社債権者ト</p> <p>社債権者ノ</p>	<p>受益証券ノ権利者ト</p> <p>受益証券ノ権利者ノ</p>

		社債権者集会	権利者集会
第三百九条ノ五	社債権者	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百十一条ノ二第一項	社債権者二	社債権者二	受益証券ノ権利者二

2 法第九十八條の規定において代表権利者の解任について商法第三百三十三條の規定を準用する場合に
 おいては、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する商法の規定の読み替え)

第四十二條 法第九十九條第五項の規定において特定信託管理者について商法の規定を準用する場合にお
 ける同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五條ノ二	取締役	受託信託会社等
第二百九十七條ノ三	社債権者	受益証券ノ権利者
	社債ノ	受益権ノ
第三百九條ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト

<p>第三百十一条ノ二第一項</p> <p>第三百十二条第一項前段</p> <p>及び第三百十三条</p>	<p>社債権者ノ</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p>	<p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p>	<p>社債権者ノ</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p> <p>社債権者二</p> <p>社債権者集会</p>
---	---	--	--

(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)

第四十二条 法第二百三条第二項の規定において同条第一項の書類について商法第二百八十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p> <p>第二百八十二条第一項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>取締役</p> <p>本店</p>	<p>読み替える字句</p> <p>受託信託会社等</p> <p>本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二</p>
-------------------------------------	---------------------------------------	---

		号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ 八主タル事務所）
第二百八十二条第二項	支店 株主 又八会社	支店（受託信託会社等ガ同令第二条第二号 乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ八 主タル事務所以外ノ事務所） 受益証券ノ権利者 又八受託信託会社等

（利益の特定資産組入れ）

第四十四条 法第二百五条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。

（受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する商法の規定の読替え）

第四十五条 法第二百七条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与については、商法第二百九十四条ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「会社」と

あるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え)

第四十六条 法第二百十条第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三第二項	株主 会社	受益証券ノ権利者 受託信託会社等
第二百四十五条ノ三第三項	株主	受益証券ノ権利者
第二百四十五条ノ三第四項	会社	受託信託会社等
第二百四十五条ノ三第五項	株券	受益証券

項	第二百四十五条ノ四	第二百四十五条ノ二	資産の流動化に関する法律第二百十条第一項
	株主	受益証券ノ権利者	
	会社	受託信託会社等	

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第四十七条 法第二百十一条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について

法第二百八条第三項及び第四項並びに第二百十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条第三項	第一項第一号の	第二百十一条第一項の種類権利者集会の承諾を受ける
第二百八条第四項	第一項第一号	第二百十一条第一項

第二百十條第一項	第二百八條第一項（第一号の場合に限る。）	第二百十一條第一項
第二百十條第四項	元本持分	利益持分

（受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え）

第四十八條 法第二百十三條第三項の規定において同條第二項の場合について商法第八十八條の規定を準用する場合には、同條中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所）」と読み替えるものとする。

（前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の読替え）

第四十九條 法第二百十四條第五項の規定において同條第一項に規定する書類について商法第二百八十二條第二項の規定を準用する場合には、同項中「又ハ会社」とあるのは、「又ハ受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読替え）

第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求について商法第八十八条及び第九十条第

二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条	本店	受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所）
第九十条第二項	会社	受託信託会社等

（特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え）

第五十一条 法第二百八条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項の規定を準用する場合には、同項中「又八会社」とあるのは、「又八受託信託会社等」と読み替えるものとする。

（業務の委託について準用する法の規定の読替え）

第五十二条 法第二百二十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第四百四十四条第五項及び第四百四十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	第四百四十四条第五項	特定目的会社	受託信託会社等
第四百四十六条	特定目的会社	受託信託会社等	
	第四百四十四条第四項及び第五項	第二百二十三条第三項において準用する第四百四十四条第五項	
資産流動化計画	資産流動化計画	資産信託流動化計画	

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百二十五条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第五百十条の四の規定を準用する場合には、同条中「第五百十条の四」とあるのは「第二百二十五条第一項において準用する第五百十条の四」と、「その資産対応証券の募集等の取扱い」とあるのは「その受益証

券の募集等」と読み替えるものとする。

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

第五十四条 法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第一百七十条第三項、第七百七十八条、第二百四条ノ四第一項、第二百七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条七条第二項、第二百四十五条	資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第二百十条第四項（資産流動化法第二百十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五条ノ三第三項

ノ三第三項、第二百四十六条
第二項、第二百五十八条第二
項、第二百六十三条第四項、
第二百八十条ノ八第三項、第
二百八十条ノ十八第二項及ビ
第二百八十二条第三項、其準
用規定、同法第一百五十三条第
二項、第一百七十三条第一項、
第一百八十一条第一項、第二百
三十七条ノ二、第二百六十条
ノ四第四項、第二百八十条ノ
八第一項、第二百九十一条第
二項、第二百九十三条ノ八第

<p>一 項及ビ第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>	
<p>会社（親会社）（商法第二百十一条ノ二第一項）（有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用</p>	<p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号ニ掲ゲタ</p>

	<p>スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキ八子会社）ノ本店所在地</p>	<p>ル金融機関ナルトキ八主タル事務所）ノ所在地</p>
<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第三項二</p>	<p>資産流動化法第二百十条第四項（資産流動化法第二百十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

	<p>於テ準用スル場合ヲ含ム）、 第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>受託信託会社等</p>
<p>第三百二十五条ノ十五</p>	<p>株主 商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百十二条第三項、第三百十三條、第三百十四條第一項及ビ第三項、第三</p>	<p>受益証券ノ権利者 資産流動化法第九十八條及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第三百九條ノ四、資産流動化法第九十六條第二項及ビ第九十九條第五項ニ於テ準用スル商法第</p>

<p>所在地</p> <p>社債ヲ発行シタル会社ノ本店</p>	<p>百十九条、第三百二十条第四項、第三百二十五条、第三百三十六条第一項並ニ第三百七十六条第三項及び其準用規定</p>
<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</p> <p>受託信託会社等ノ本店（受託信託会社等ガ</p>	<p>三百十二条第三項、資産流動化法第九十条第五項ニ於テ準用スル商法第三百三十一条、資産流動化法第八十一条第四項（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第三百二十条第四項、資産流動化法第八十八条（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第三百二十五条並ニ資産流動化法第八十七条第二項（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>

		<p>施行令第二条第二号乃至第十三号二掲ゲタル金融機関ナルトキ八主タル事務所ノ所在地</p>
<p>第三百二十五条ノ十六第一項</p>	<p>商法</p>	<p>資産流動化法第九十八条及ビ第九十九条第五項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>同法第三百十二条第三項</p>	<p>資産流動化法第九十六条第二項及ビ第九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百十二条第三項</p>	
<p>同法第三百十三条</p>	<p>資産流動化法第九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百十三条</p>	
<p>解任、同法第三百十四条第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同条第三項ノ規定ニ依ル選任ノ申</p>	<p>解任</p>	

	<p>第三百二十五条ノ十八</p>	<p>第三百二十五条ノ十九第一</p>	<p>第三百二十五条ノ二十第一</p>
<p>請</p>	<p>商法第三百九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法</p>	<p>商法</p>	<p>商法第三百三十六条第一項</p>
<p>資産流動化法第八十一条第四項（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法</p>	<p>資産流動化法第八十一条第四項（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法</p>	<p>資産流動化法第八十八条（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法</p>	<p>資産流動化法第八十七条第二項（資産流動化法第九十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>
<p>許可ノ申請</p>	<p>申立</p>	<p>社債管理会社、代表者又ハ執行者</p>	<p>利害關係人</p>

第二百二十五条ノ二十第二 項	申請	申立
-------------------	----	----

(船舶登記規則等に係る特例)

第五十五条 特定目的信託に係る船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十号)第一条において準用する不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第一百条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第五十一条第一項(同令第六十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、

「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第九条において準用する不動産登記法第一百条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第五十八条第一項（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第三十七条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）第五十五条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

第四章 雑則

(権限の委任)

- 第五十六条 金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 2 金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第二百二十九条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則

- 1 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。
- 2 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この政令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の規定は、なお効力を有する。